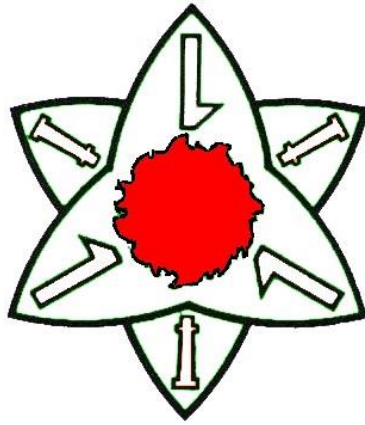


令和元年

# 火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944  
(火災情報・休日診療情報)

酒田地区広域行政組合

## 目 次

1	はじめに	1
2	令和元年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

## 資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因と損害額の状況	14
17	焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
23	組合管内の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
	利用上の参考事項	18・19

## 1 はじめに

この火災統計は、令和元年（平成31年1月1日から4月30日まで含む。）において酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

## 2 令和元年中の火災状況

### (1) 火災の概況

令和元年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は60件で、前年と比較し25件の増加となっています。市町別では、酒田市が44件で、前年と比較し17件の増加、庄内町が11件で、前年と比較し6件の増加、遊佐町が5件で、前年と比較し2件の増加となっています。

火災損害額は、1億1,218万8千円で前年と比較し、3,161万9千円の増加となっています。理由としては、火災の増加に伴い、建物火災が多く発生したため損害額が増加したものです。

焼損棟数については51棟、焼損床面積は2,685㎡、焼損表面積は287㎡、林野焼損面積186a、り災世帯数は23世帯、り災人員は60人、死者は5人、負傷者は5人となっています。

### (2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が32件（全出火件数の53%）、車両火災が3件（全出火件数の5%）、林野火災が6件（全出火件数の10%）、その他の火災が19件（全出火件数の32%）となっており、建物火災は15件、その他の火災は7件、林野火災は4件、それぞれ前年と比較して増加していますが、車両火災は1件の減少となっています。

建物火災のうち、住宅火災は12件で建物火災の38%を占めています。

### (3) 火災発生時季

火災発生件数60件を四季別に区分すると、春（3～5月）18件、夏（6～8月）15件、秋（9～11月）13件、冬（12～2月）14件となっており、月別では4月、5月、6月が最も多く8件、次いで1月、2月、10月が6件となっています。

### (4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は5人で前年と比較し3人の増加、負傷者は5人で前年と比較し3人の減少となっています。負傷者については、火災時に火傷を負ったものや爆発により転倒し負傷したものとなっています。

### (5) 出火原因の状況

出火原因別では、「その他」を除いて「たき火」が8件で最も多く、「溶接機・溶断機」が6件、「放火・放火の疑い」の5件などが上位を占めています。

ほかに、「電気装置、煙突・煙道、取灰、電灯・電話等の配線、配線器具、こんろ、たばこ、炉、排気管、電気機器、ストーブ」などにより発生している状況です。

## 3 火災による被害を軽減する対策

### (1) たき火による出火防止対策

たき火は、例外を除き原則禁止されています。ごみ等を屋外で焼却すると大気を汚染し、悪臭を発生するおそれがあることから焼却する行為は禁止されています。自宅敷地、畑、河川敷等で勝手な焼却はせず、ごみとして市や町の収集に出し、火災となりえる行為をしないようにしましょう。病虫害防除や寺社行事で、やむを得ずたき火を行う場合は、最寄りの消防署に届け出て指示に従い、火の元に注意して安全に行いましょう。

### (2) 溶接機・溶断機による出火防止対策

作業所や屋外で溶接機や溶断機を使用した際に、周囲の可燃物等に火花が着火し、火災が発生する可能性があります。火災を起ささないためには、作業周辺の可燃物を撤去すること、枯草等は除草や散水すること、撤去や除草できなければ防災シート等で養生することが必要となります。また、万が一火災が発生した場合には、すぐに消火できるように消火器や消火用水バケツを準備することが大切です。

### (3) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで出火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えや

すいものを置かない。整理整頓し死角を作らない。」ことを心がけるとともに、ゴミは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくることが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理が必要です。

自治会などで積極的に話し合いの場を持ち、放火対策に取り組みましょう。

#### (4) 住宅防火対策

- ① 「こんろ」による火災は、電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ることが多く、「ちょっとくらいなら大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときはその場を絶対離れないようにする。どうしても離れなければならないときは、必ず火を消してからその場を離れるようにしましょう。
- ② 電気機器は、私たちの生活を快適なものにしていますが、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。電気配線は、重い物の下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。

### 4 安全・安心に暮らせる街を目指して

#### (1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万が一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる。」②「119番で通報する。」③「初期消火を行い消す。」④「危険を感じたら避難をする。」⑤「戸を閉める」ことが大切です。

#### (2) 防火意識の高揚

- ① たき火火災撲滅のため、強風時や空気乾燥時、また、放置するなどの危険なたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- ② 地域、事業所、学校等の講習会やマスメディア、広報紙及び予防広報事業を通し住民への予防啓発活動を行います。また、防火指導や消防訓練を通して幼年期から火災の恐ろしさを教えることで防火意識を育てます。

#### (3) 住宅防火の推進

全国的に住宅火災による死傷者が増えており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ火災予防は家庭からを基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされていますが、依然として未設置の世帯があることから今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

#### (4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求したりして、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

##### ① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。
- ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

##### ② 事業所に対する点検の場合

- ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易にサインや押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

# 1 火災概況

## 令和元年と平成30年の比較

区 分		単位	令和元年	平成30年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	60	35	25
	建 物		32	17	15
	林 野		6	2	4
	車 両	件	3	4	△ 1
	船 舶		0	0	0
	航 空 機 そ の 他		0 19	0 12	0 7
焼 損 棟 数		棟	51	40	11
建 物 焼 損 床 面 積		m <sup>2</sup>	2,685	1,463	1,222
建 物 焼 損 表 面 積		m <sup>2</sup>	287	131	156
林 野 焼 損 面 積		a	186	8	178
り 災 世 帯 数		世帯	23	19	4
り 災 人 員		人	60	45	15
損 害 額		千円	112,188	80,569	31,619
死 者		人	5	2	3
負 傷 者			5	8	△ 3
月 平 均	出 火 件 数	件	5.0	2.9	2.1
	焼 損 棟 数	棟	4.3	3.3	1.0
	建 物 焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>	223.8	122.0	101.8
	り 災 世 帯 数	世帯	1.9	1.6	0.3
	り 災 人 員	人	5.0	3.8	1.2
	損 害 額	千円	9,349	6,714	2,635
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	1,870	2,302	△ 432
人 口		人	137,177	139,261	△ 2,084
世 帯 数		世帯	54,098	54,056	42
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			4.4	2.5	1.9

## 2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別						焼損棟数								焼損面積			
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火元				類焼				建物(m <sup>2</sup> )		林野(a)	
								全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積		
1月	6	4					2	2			2						434		
2月	6	4		1			1	1			2				4		193		
3月	2	2								1	1							15	
4月	8	3	3				2	3				2		2	5		613	7	145
5月	8	4	2				2	2	2						3		630	167	36
6月	8	3	1	1			3	1		1	1				3		75	61	5
7月	2						2												
8月	5						5												
9月	5	4		1							4			1				37	
10月	6	4					2	2	1	1							548		
11月	2	2									2								
12月	2	2						1			1						192		
計	60	32	6	3			19	12	3	3	13	2		9	9		2,685	287	186

平成30年	35	17	2	4			12	9		5	3	4	1	8	10		1,463	131	8
-------	----	----	---	---	--	--	----	---	--	---	---	---	---	---	----	--	-------	-----	---

〈その2〉

り災世帯			死傷者		損 害 額 (千 円 )							
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	空	の
				者			物				機	他
2			1	1	30,333	25,551	3,757					1,025
		2		1	9,124	8,062	122		88			852
					83	81	2					
3		6	1		32,283	29,803	2,480					
1	1	2	1	1	33,106	26,203	4,777	134				1,992
1		1	2	1	2,532	1,406	1,071		53			2
		1			1,164	126	1,030		8			
		1			2,110	1,440	615		7			48
		2		1	29	20	9					
					1,424	1,364	60					
7	1	15	5	5	112,188	94,056	13,923	134	156			3,919

6		13	2	8	80,569	61,736	7,637	6,969	3,536			691
---	--	----	---	---	--------	--------	-------	-------	-------	--	--	-----

### 3 目で見る火災統計

#### 年間60件の火災が発生

建物火災は32件(全火災件数の53%)  
うち住宅火災は12件(建物火災の38%)



#### 出火原因の上位は

たき火	8件
溶接機・溶断機	6件
放火・放火の疑い	5件
電気装置	3件



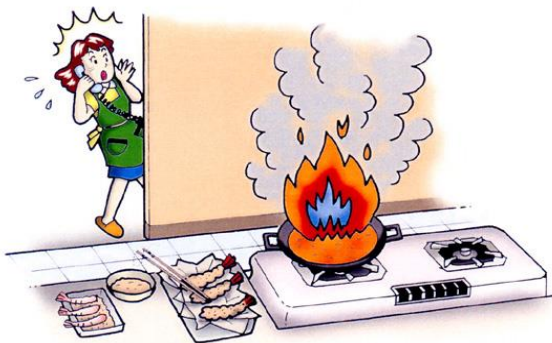
23世帯60人焼け出される



死者5人 負傷者5人



火を使っている時はその場を離れない  
離れる時は火を消す



1億1,218万8千円の財産が灰に  
火災1件あたり187万円

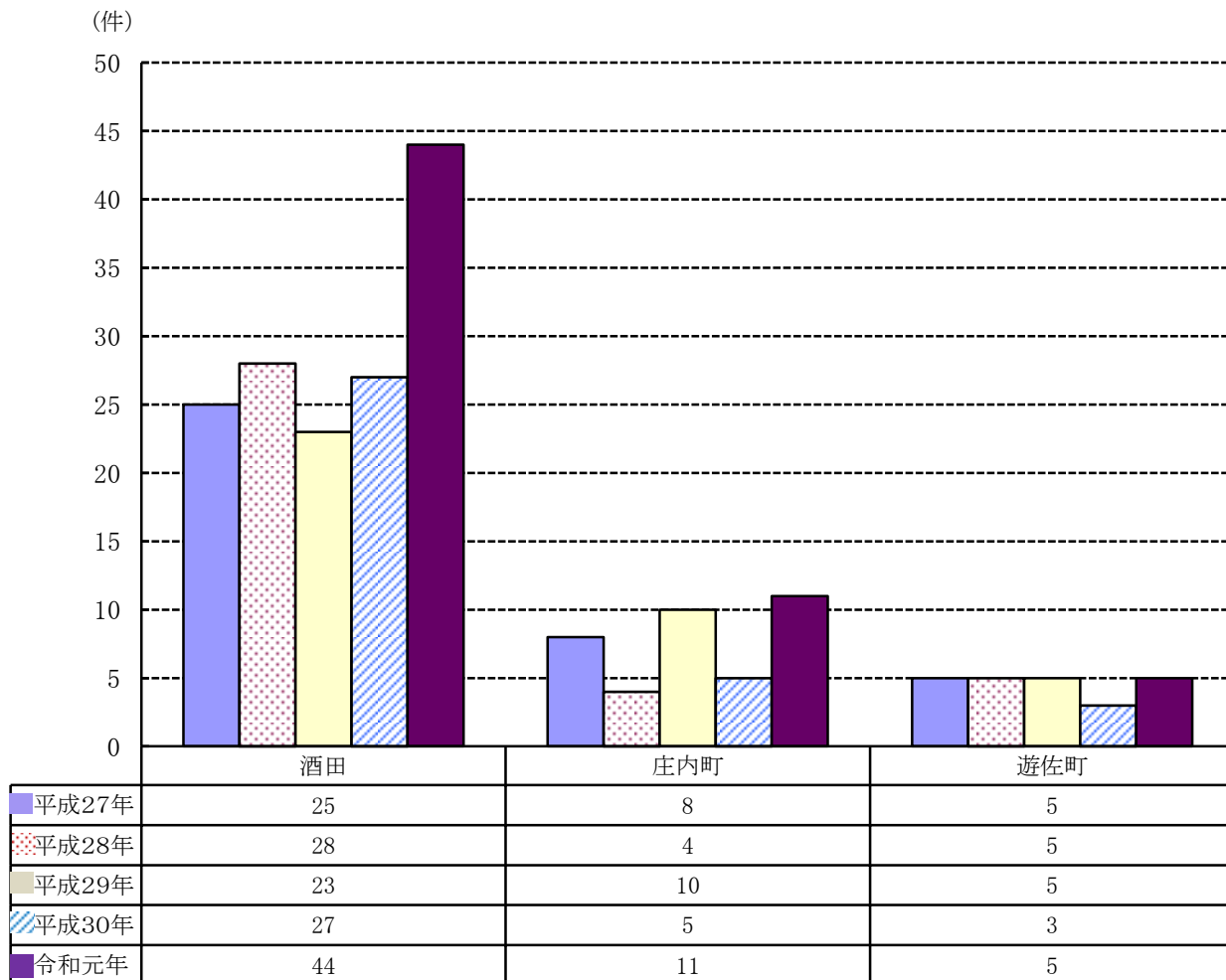




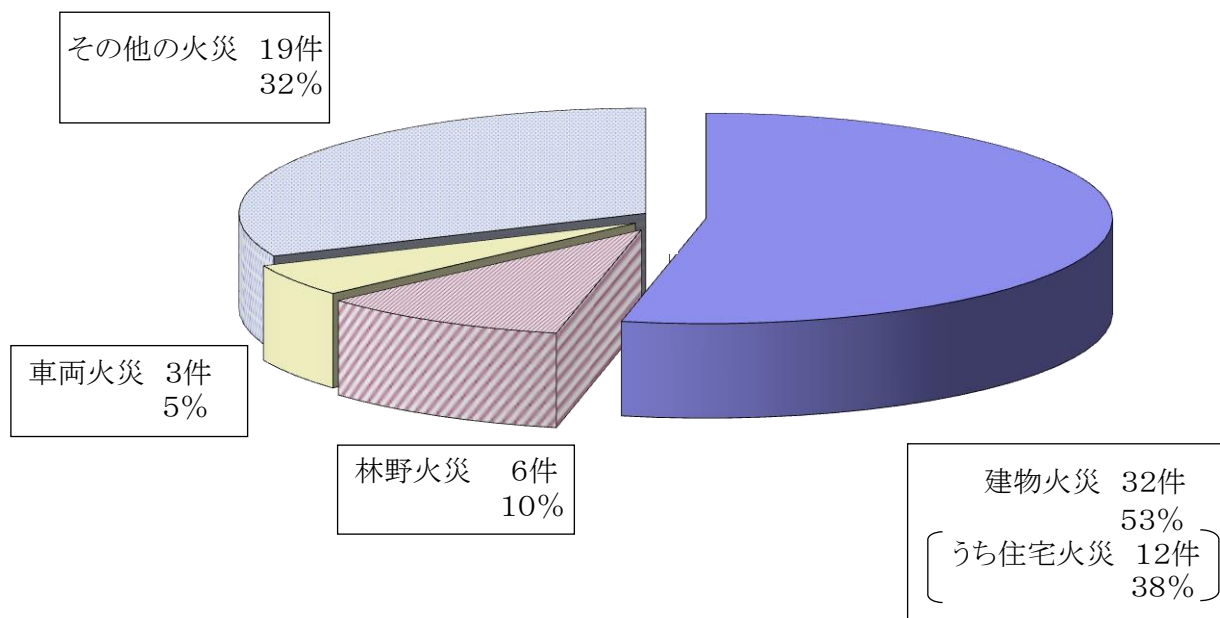
#### 4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別							焼損棟数					焼損床面積			り災世帯数			死傷者		損害額（千円）										
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m <sup>2</sup> )		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	
													床面積	表面積																	
酒田市	44	20	6	3			15	27	7	2	6	12	1,175	98	186	7	2		5	17	3	3	31,838	4,585	134	156				1,933	38,646
庄内町	11	9					2	18	6		3	9	1,061	22		12	4		8	29	1	2	45,931	6,788						2	52,721
遊佐町	5	3					2	6	1	1	3	1	449	167		4	1	1	2	14	1		16,287	2,550						1,984	20,821
計	60	32	6	3			19	51	14	3	12	22	2,685	287	186	23	7	1	15	60	5	5	94,056	13,923	134	156				3,919	112,188

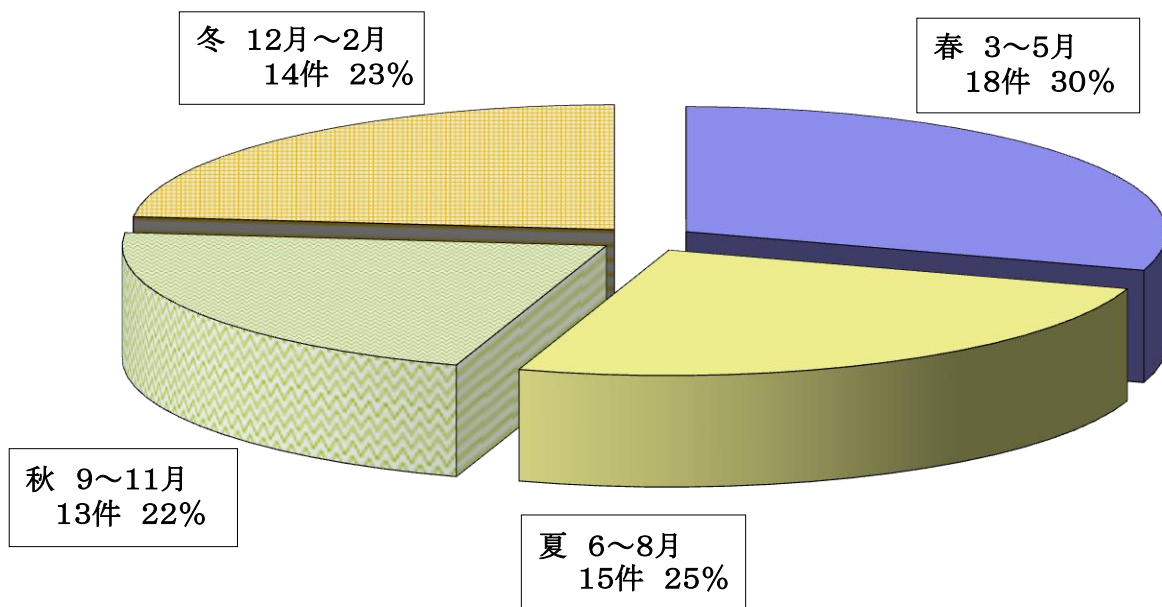
## 5 市町別火災件数の推移



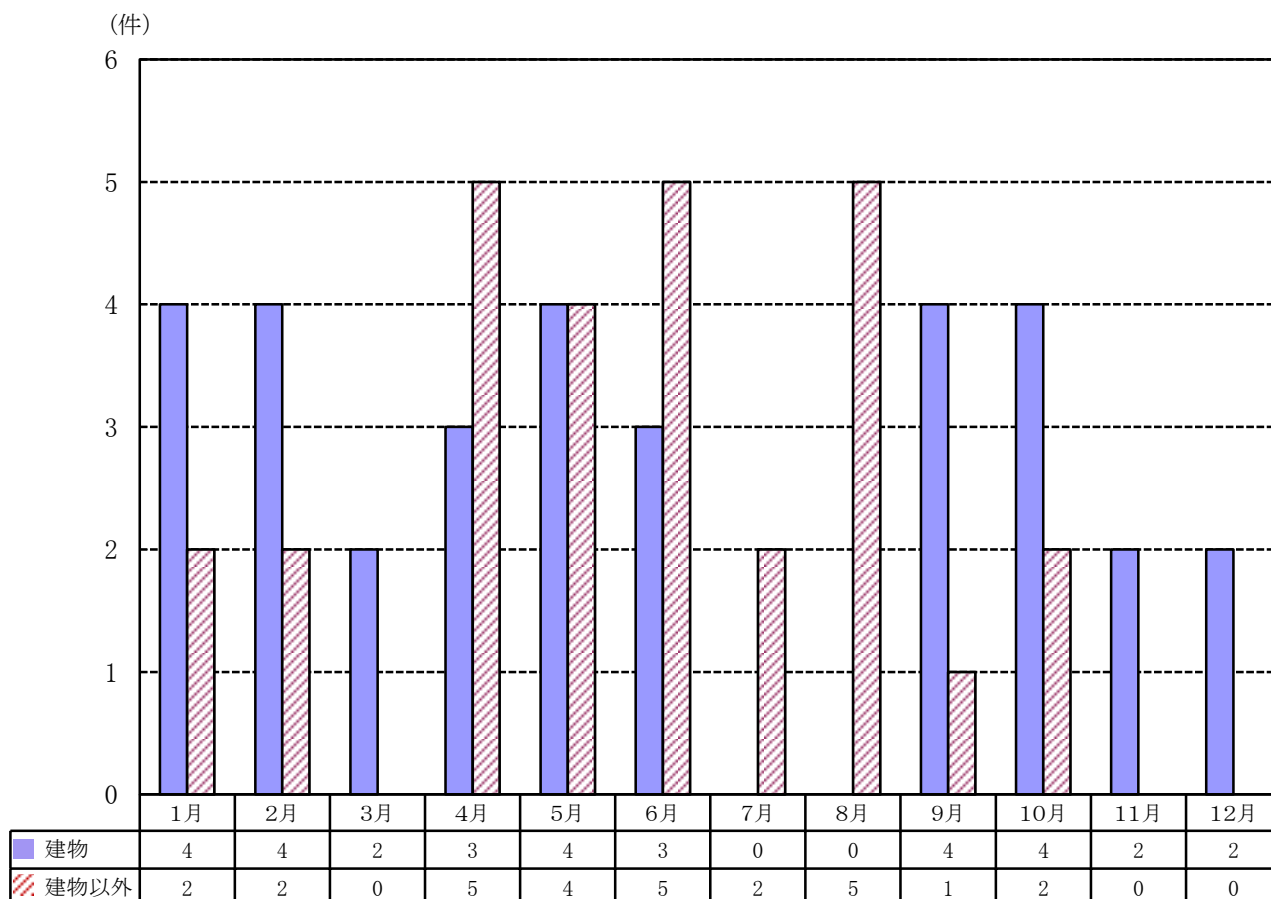
## 6 火災種別出火件数



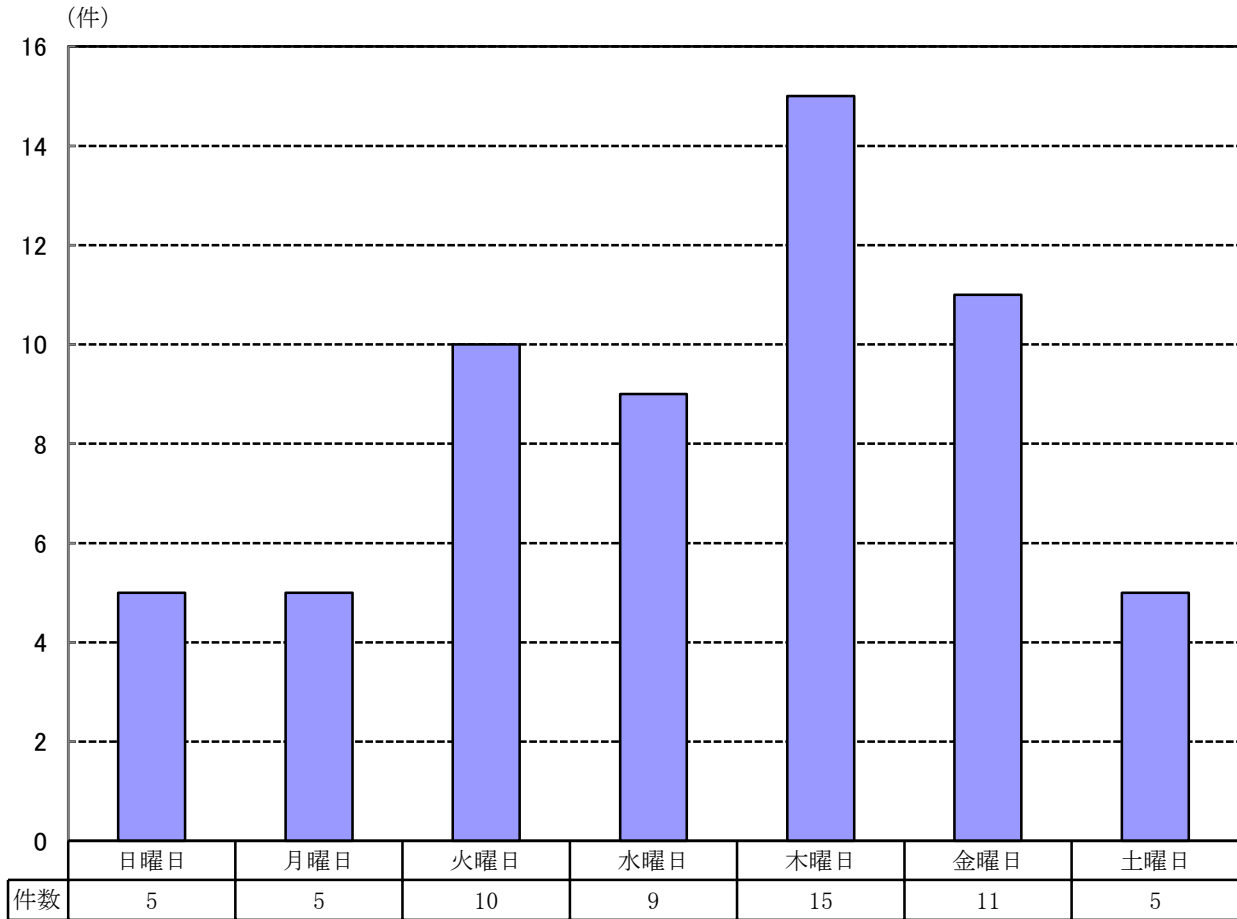
## 7 四季別火災件数



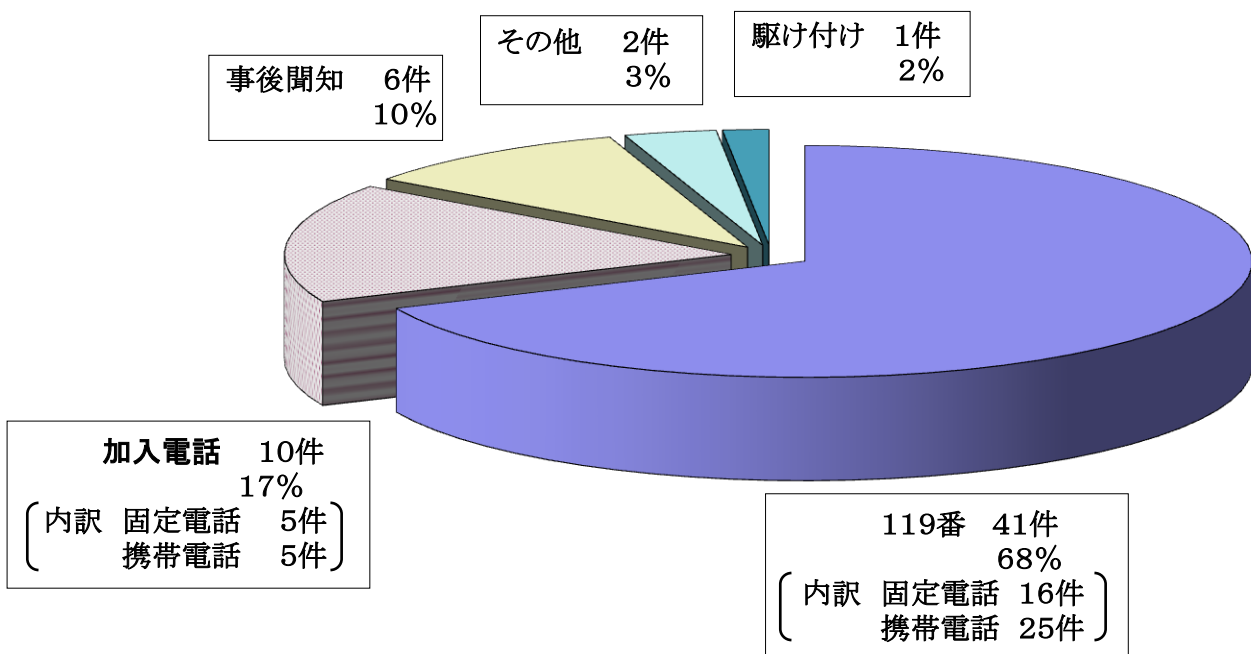
## 8 月別火災件数



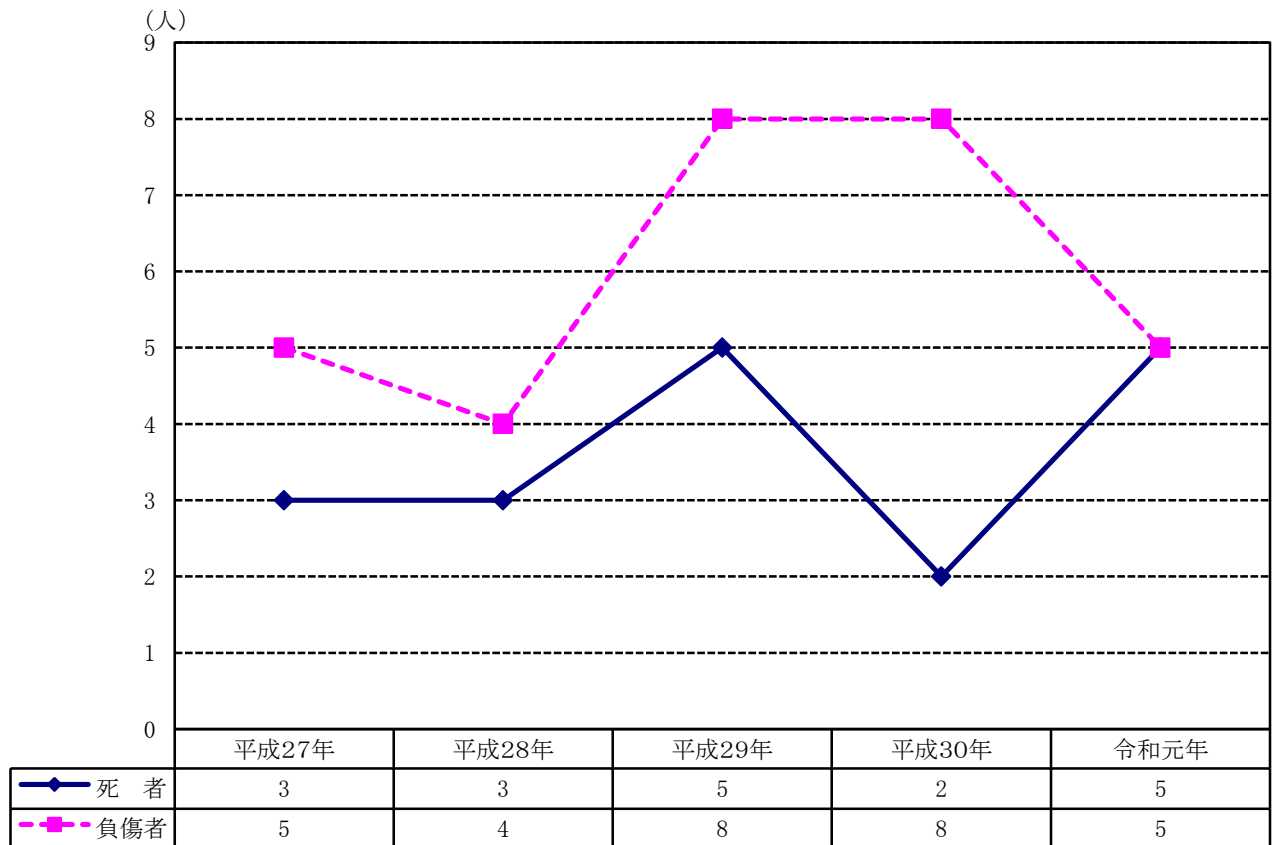
## 9 曜日別火災件数



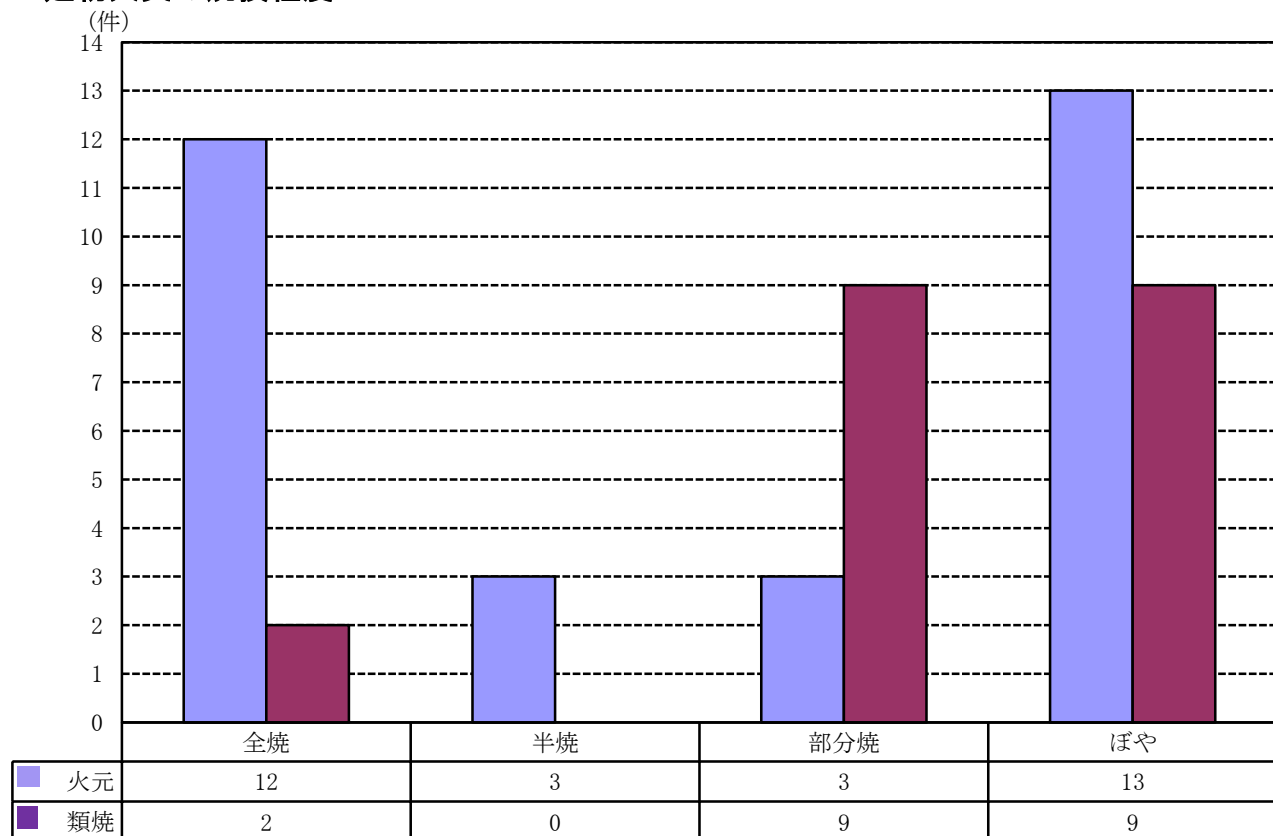
## 10 覚知方法別火災件数



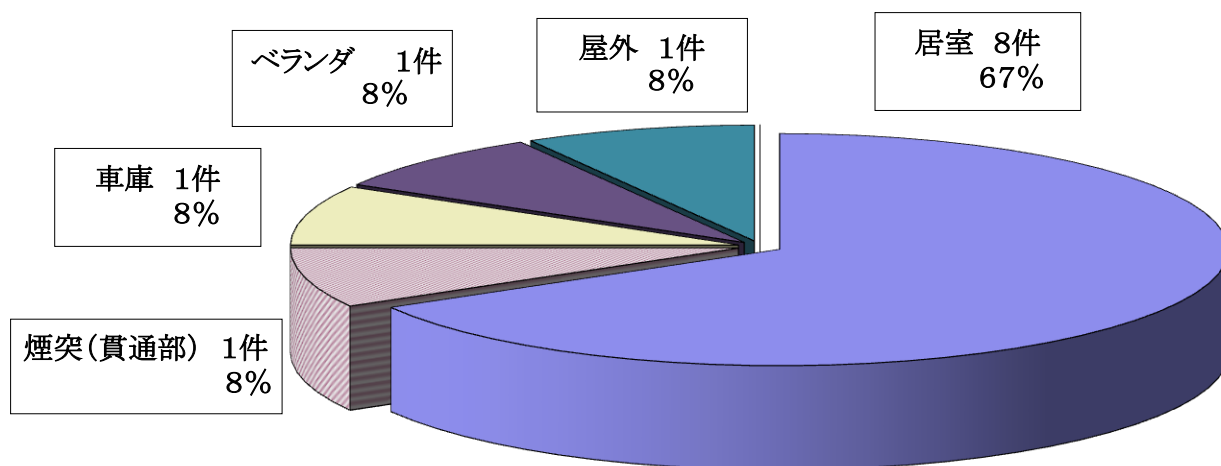
## 11 死傷者の推移



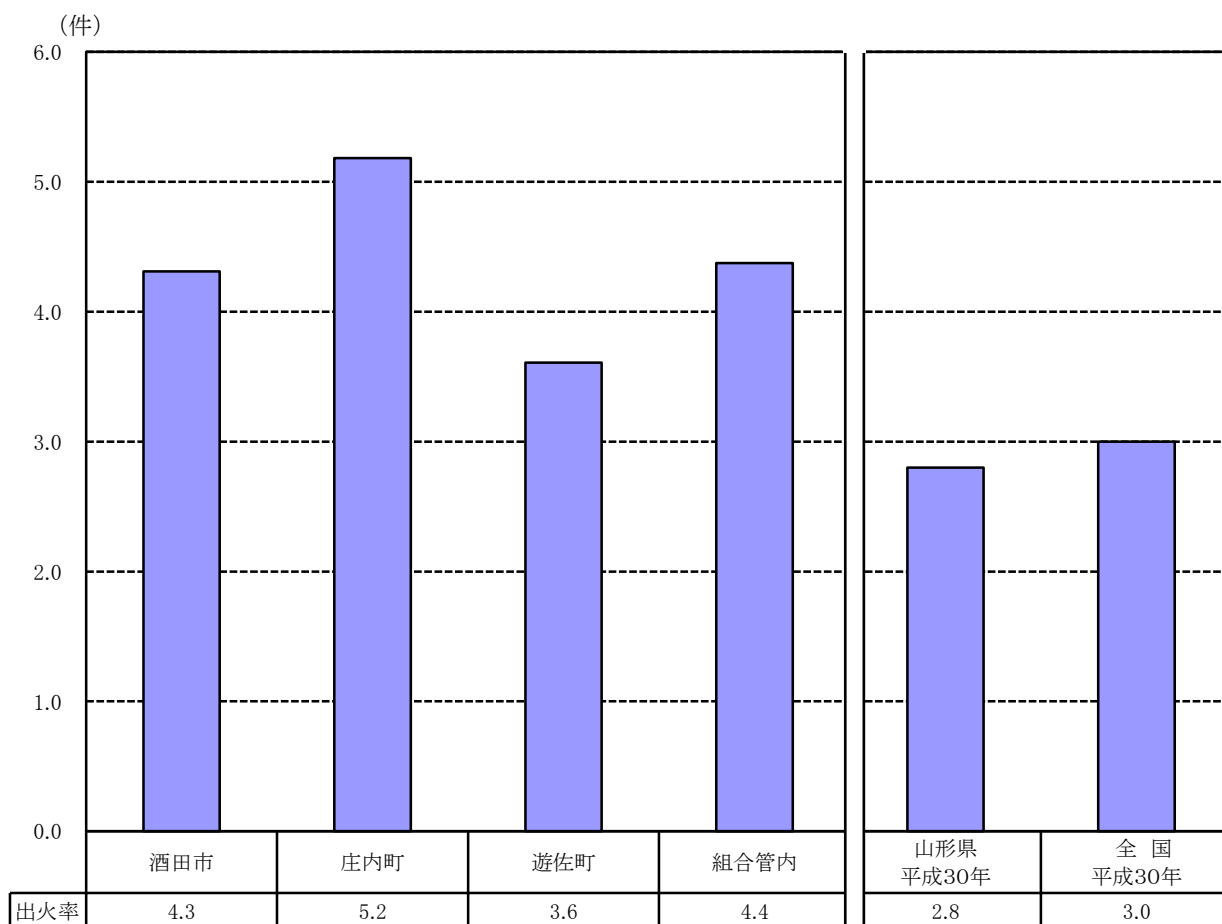
## 12 建物火災の焼損程度



### 13 住宅火災の出火箇所の状況



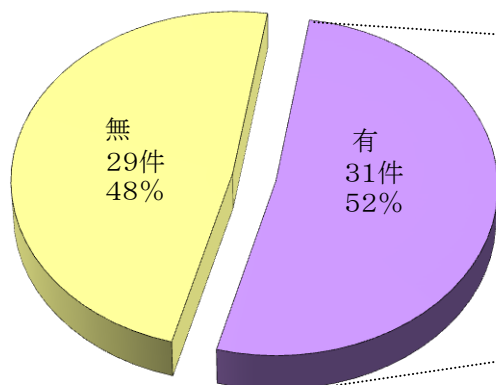
### 14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)



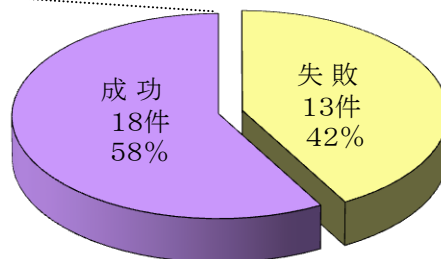
## 15 初期消火の状況

### (1) 初期消火の実施状況

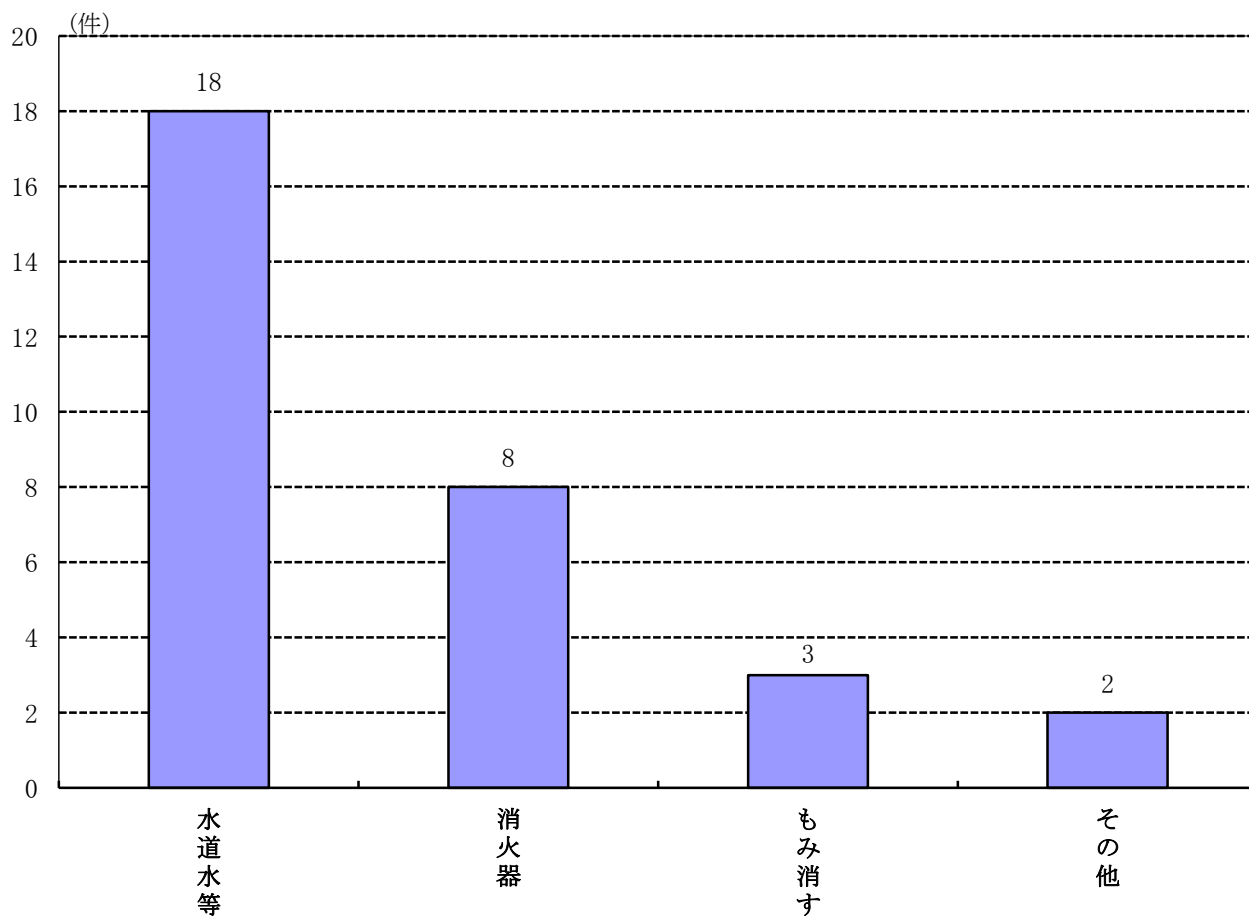
初期消火の有無



初期消火の結果



### (2) 初期消火器具等の使用状況



※ その他とは、砂等を使用したもの。

## 16 出火原因と損害額の状況



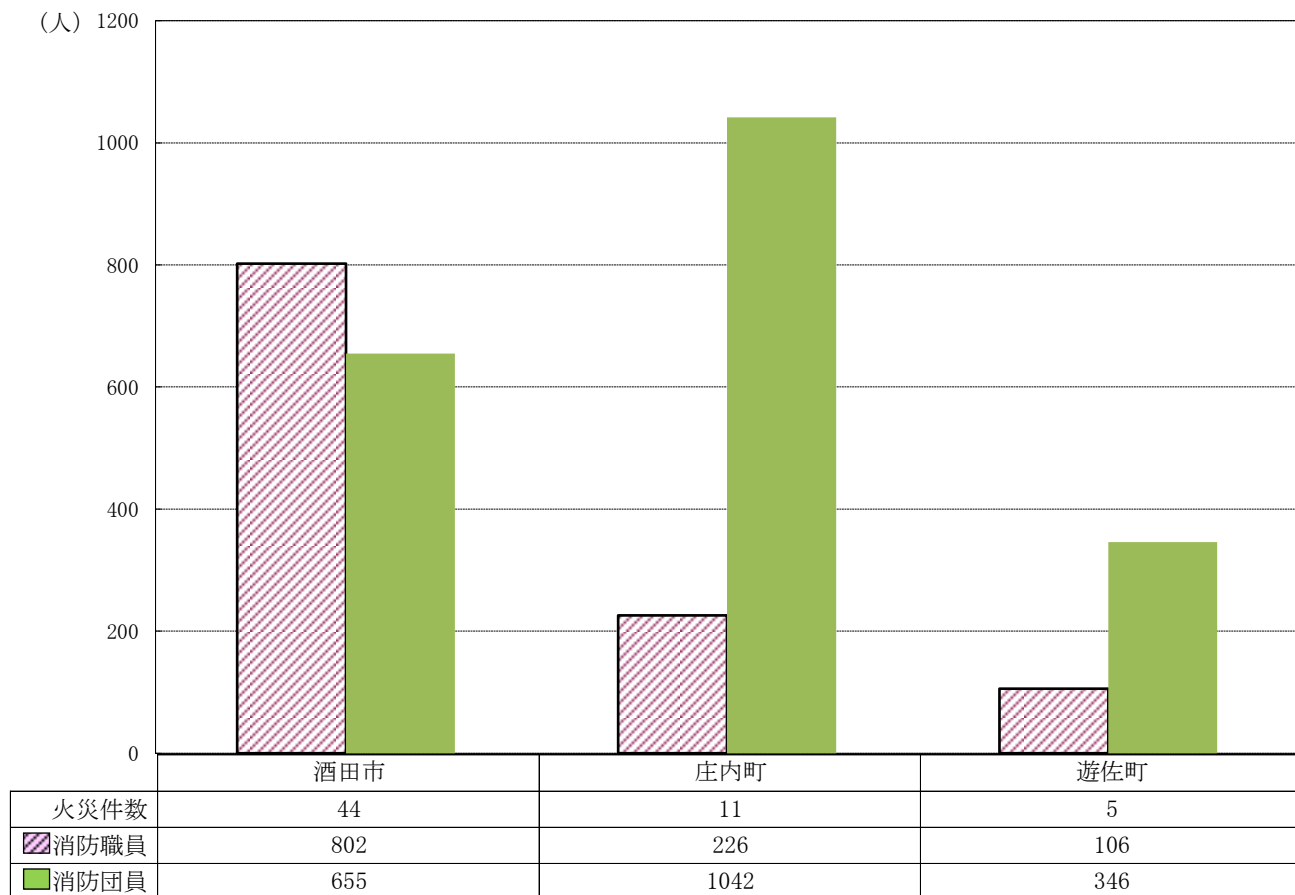
※ 出火原因の「その他」とは、国の統計上の分類に該当しないもので、具体的には米乾燥機、落雷、線香からの出火等があります。

## 17 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

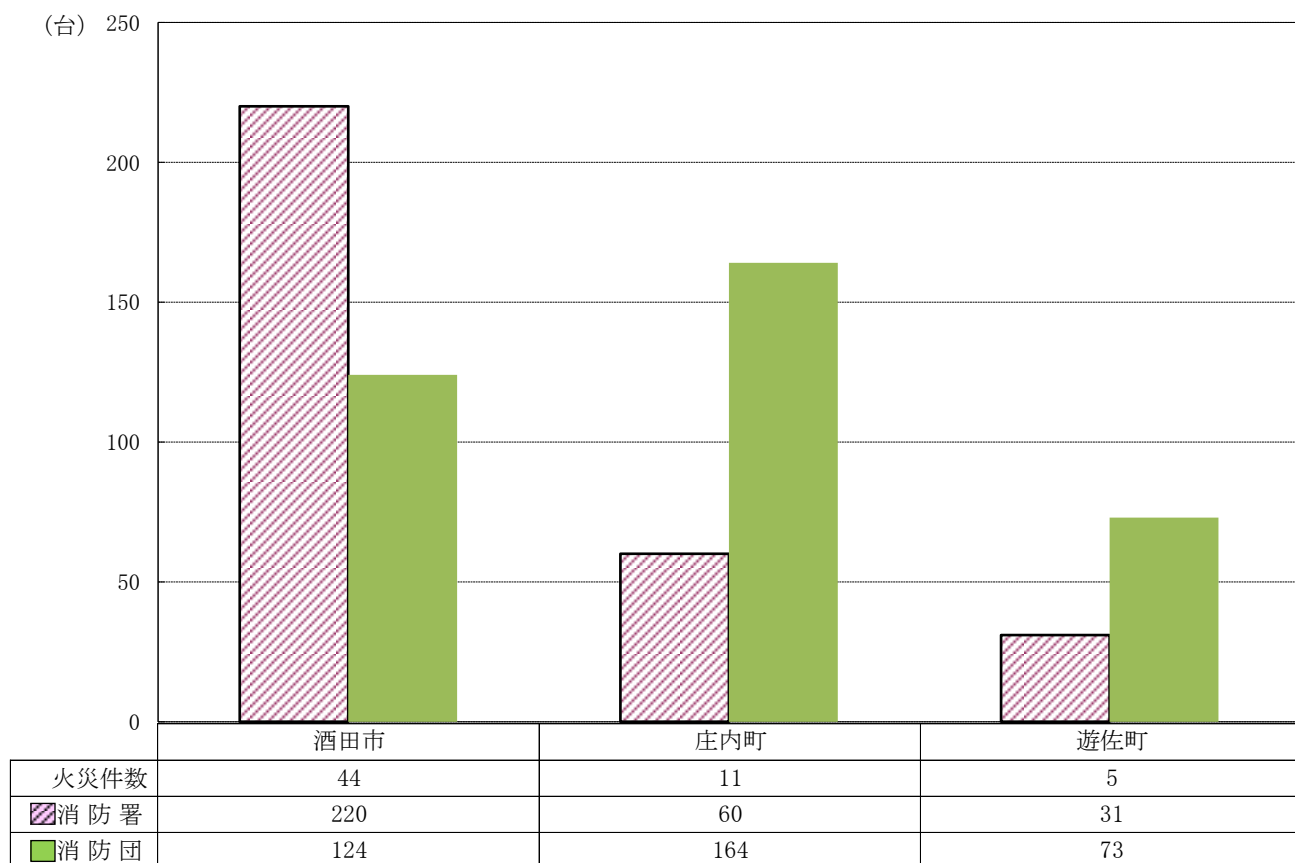
発生日	覚知時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
1月1日	17:21	酒田市	住宅	不明	216	1				1		21,339
4月23日	0:06	庄内町	住宅	不明	447	2		1	4	1		24,064
5月5日	13:44	庄内町	住宅	たき火	369	1					1	20,100
5月20日	15:45	遊佐町	住宅	不明	231		1	3		1		12,452



## 18 火災出動人員の状況

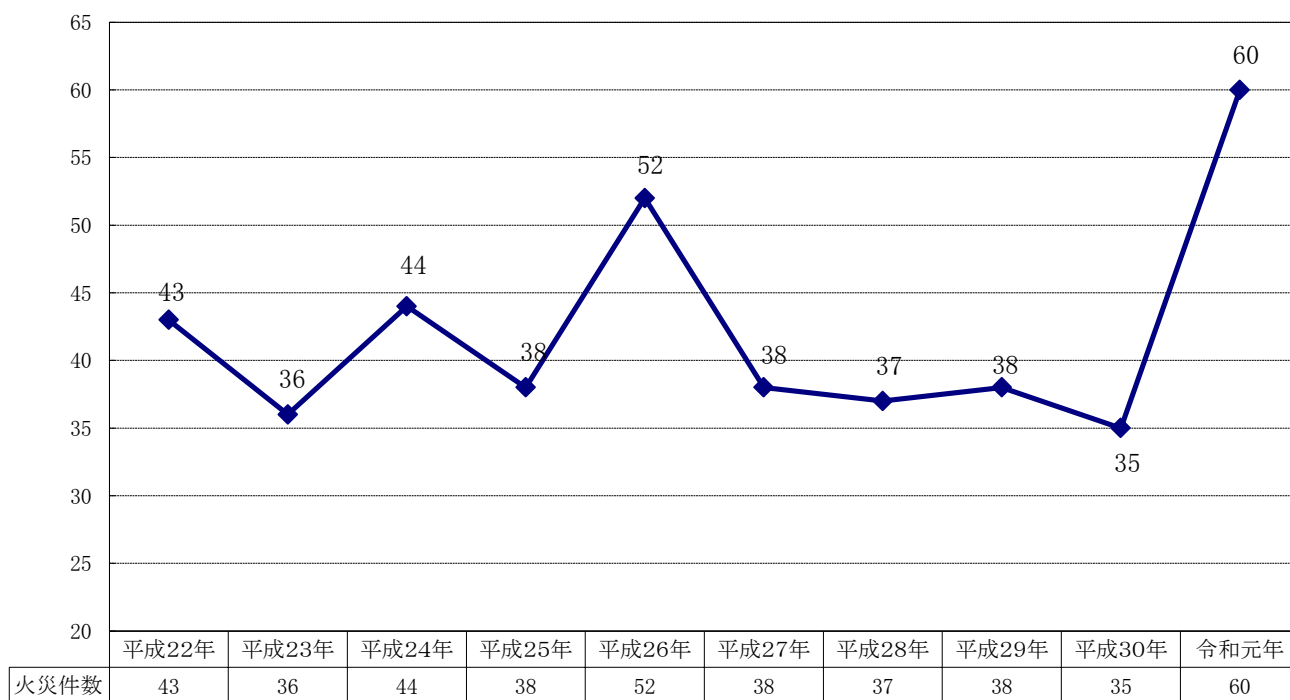


## 19 火災出動車両の状況



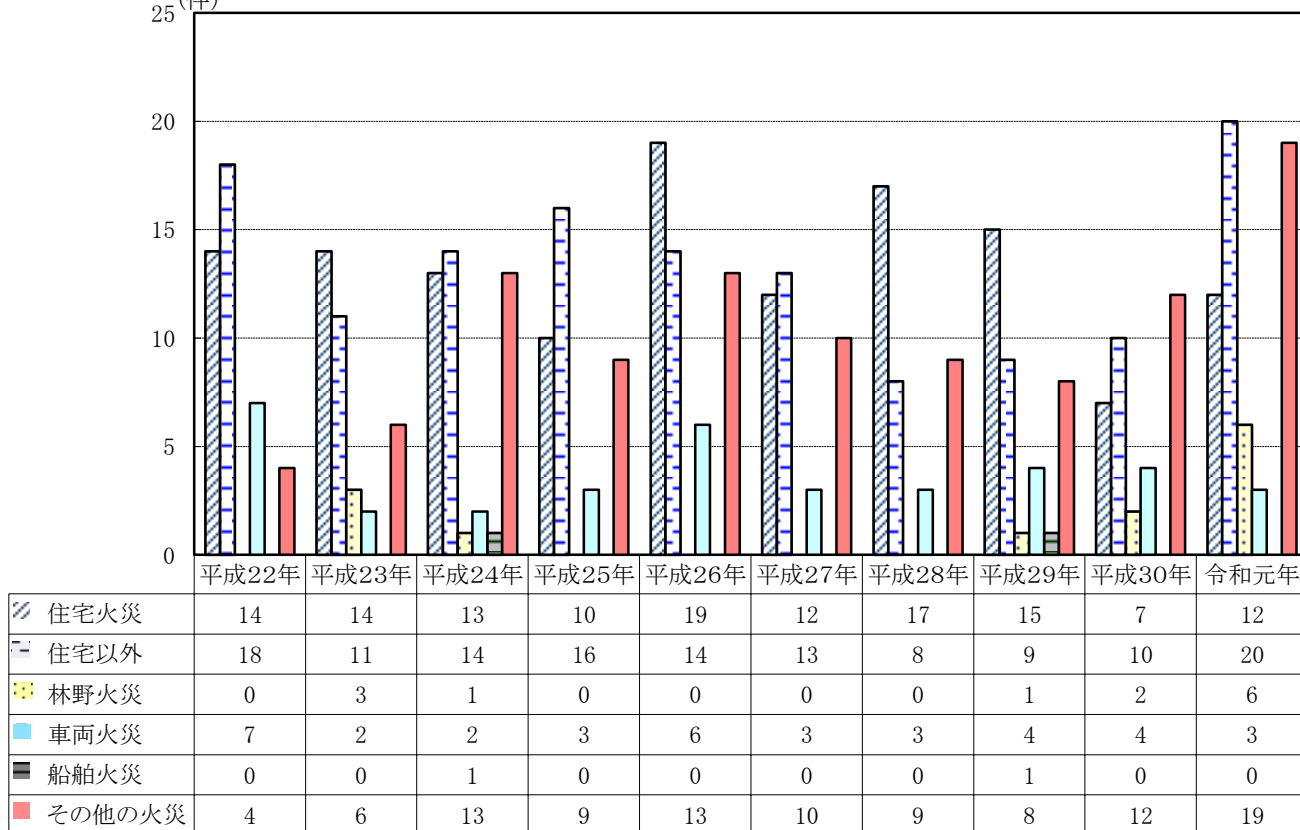
## 20 火災件数の推移

(件)

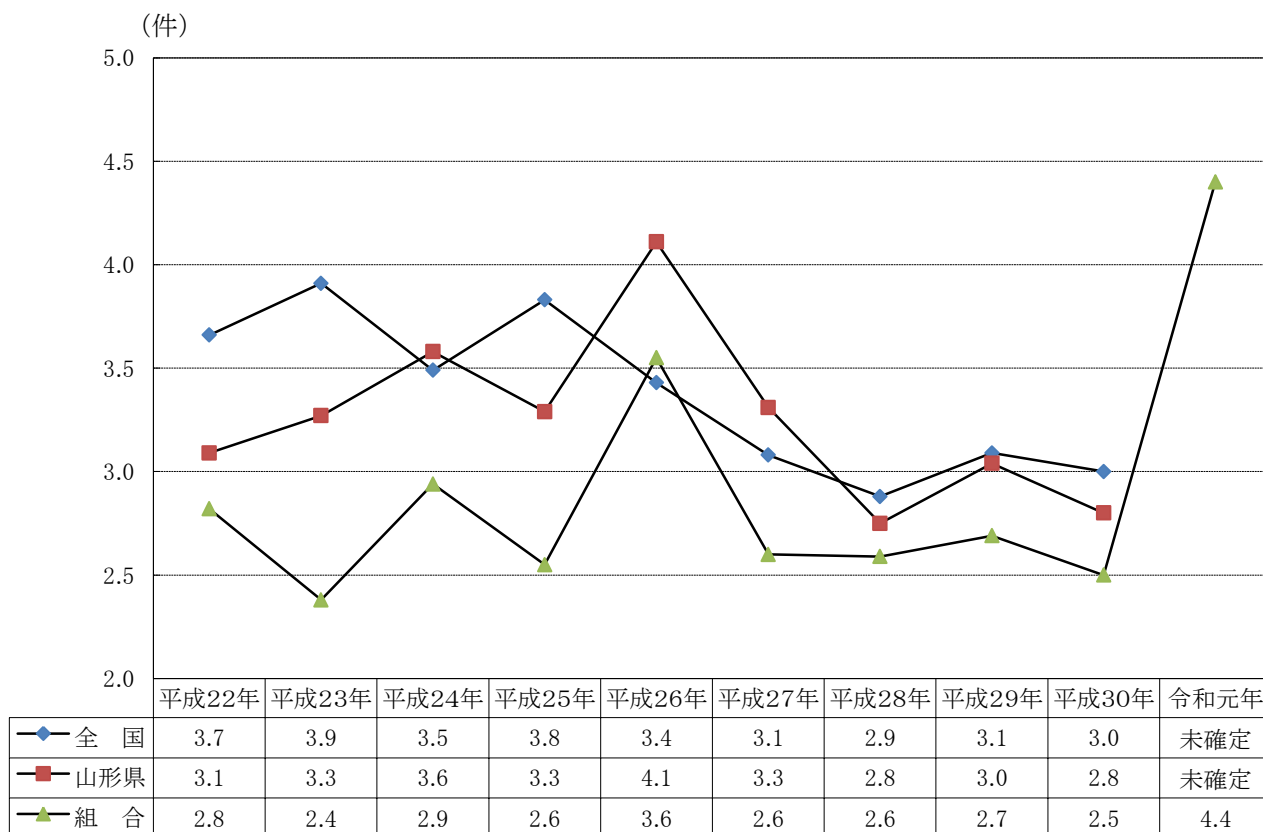


## 21 火災種別の推移

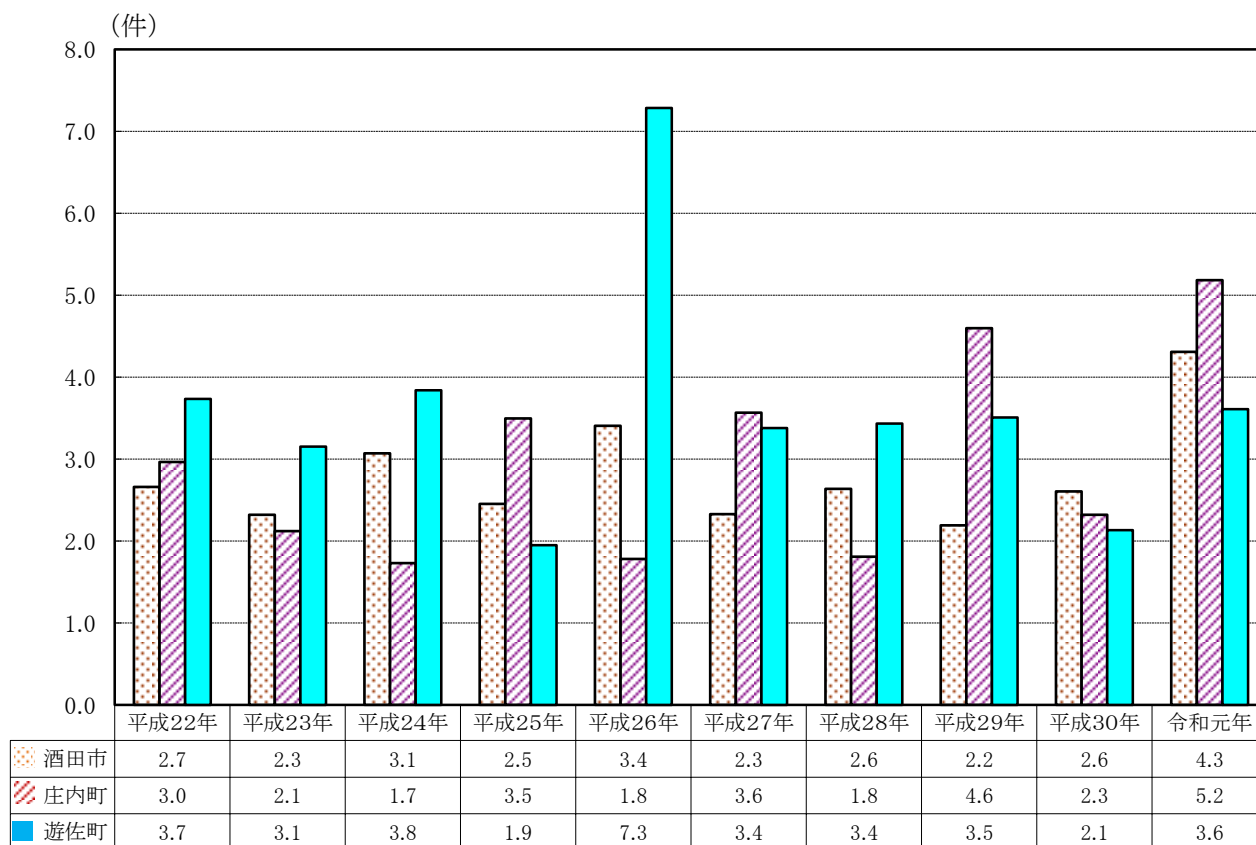
(件)



## 22 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



## 23 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



## 利用上の参考事項

### 1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

### 2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

#### (1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

#### (2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

#### (3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

#### (4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

#### (5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

#### (6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

### 3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

#### 4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

##### (1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

##### (2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

##### (3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

##### (4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

#### 5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

##### (1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

##### (2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

##### (3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

#### 6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

#### 7 統計上の構成比は、小数点以下又は小数点第2位以下を四捨五入しているため合計が必ずしも100%とはなりません。



備えよう

住宅用

火災警報器